

資料編

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画の策定等(第3条 第5条)

第2節 行為の制限等(第6条 第18条)

第3節 良好な景観の形成を阻害する建築物等の所有者等に対する要請(第19条)

第4節 支援及び啓発(第20条・第21条)

第3章 雑則(第22条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者及び行政の協働による地域の特性を生かした良好な景観の形成と保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。
- (2) 景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。
- (3) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 釜石市景観形成推進委員会 釜石市景観形成推進委員会条例(平成13年釜石市条例第9号)第1条に規定する釜石市景観形成推進委員会をいう。

第2章 良好な景観の形成に関する施策

第1節 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第3条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(景観計画区域等)

第4条 景観計画区域は、次の各号のいずれかの地域に区分するものとする。

- (1) 一般景観地域(次号に掲げる地域以外の地域をいう。)

(2) 特定景観地域(市長が良好な景観の形成を図る上で特に重要と認める地域をいう。以下同じ。)

2 法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、前項各号に掲げる地域を構成する地区ごとに定めるものとする。

(土地所有者等による計画提案)

第5条 市長は、法第11条第1項の規定に基づき、土地所有者等から計画提案があった場合において、法第14条第1項の規定により当該計画提案を踏まえて景観計画の策定又は変更をする必要がない旨及びその理由を当該土地所有者等に通知しようとするときは、あらかじめ、同条第2項に規定する当該計画提案に係る景観計画の素案について釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

第2節 行為の制限等

(届出を要する行為等)

第6条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)その他の物件の^{たい}堆積

(3) 水面の埋立て又は干拓

(4) 特定景観地域内で行う木竹の伐採

2 前項各号に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法及び着手予定日並びに同項の条例で定める事項として次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行わなければならない。

(1) 行為をしようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)

(2) 行為の完了予定日

3 第1項各号に掲げる行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

4 第2項の届出書には、法第8条第4項第2号の規制又は措置の基準(以下「景観形成基準」という。)への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書を添付しなければならない。

(事前協議)

第7条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に先立ち、市長に対して、当該届出を要する行為について協議及び技術的助言を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する求めがあった場合は、これに応じなければならない。

(助言及び指導)

第8条 市長は、良好な景観形成のため必要があると認めるときは、法第16条第1項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

(勧告の手續及び公表)

第9条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告(以下この条において「勧告」という。)を行おうとするときは、あらかじめ釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為(同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの

(2) 第6条第1項各号に規定する行為で、規則で定める規模以下のもの

(3) 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる行為として規則で定めるもの

2 前項第1号の規則で定める工作物並びに同号及び同項第2号の規則で定める規模は、第4条第2項の地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 工作物(建築物を除く。以下同じ。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(変更命令等の手續)

第12条 市長は、法第17条第1項の規定に基づき必要な措置をとることを命じようとするとき、又は同条第5項の規定に基づき原状回復若しくはこれに代わるべき措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(行為の完了報告等)

第13条 法第16条第1項の規定による届出(同条第2項の規定による変更の届出を含む。次条において同じ。)をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、当該届出に係る行為をとりやめたときについて準用する。

(行為の完了後の勧告)

第14条 市長は、前条の規定による届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該

届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な措置をとることを勧告することができる。この場合において、当該勧告を行おうとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴くものとする。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の勧告について準用する。

(景観重要建造物の指定等の手続)

第15条 市長は、法第19条第1項の規定に基づく指定又は法第27条第2項の規定に基づく指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第26条の規定に基づき必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第16条 法第25条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項に規定する景観重要建造物(以下「景観重要建造物」という。)の滅失及びき損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備を定期的に点検すること。
- (2) 消火設備の設置その他の防災上の措置を講ずること。
- (3) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるものを遵守すること。

(景観重要樹木の指定等の手続)

第17条 市長は、法第28条第1項の規定に基づく指定又は法第35条第2項の規定に基づく指定の解除をしようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定に基づき原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき、又は法第34条の規定に基づき必要な措置を命じ、若しくは勧告しようとするときは、あらかじめ、釜石市景観形成推進委員会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第18条 法第33条第2項の条例で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 法第28条第1項に規定する景観重要樹木(以下「景観重要樹木」という。)の良好な景観を保全するため、^{せん}剪定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定めるものを遵守すること。

第3節 良好な景観の形成を阻害する建築物等の所有者等に対する要請

第19条 市長は、景観計画区域内において、良好な景観の形成を図る上で著しく支障がある建築物、工

作物、土石の採取跡地又は屋外に堆積^{たい}された物件があると認めるときは、その所有者又は管理者に対し、景観形成基準に基づき必要な措置を講ずるよう要請することができる。

第4節 支援及び啓発

(支援)

第20条 市長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している市民、事業者等に対し、景観形成に関する情報の提供、技術的支援その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

(啓発)

第21条 市長は、市民、事業者等に対し、良好な景観の形成に関する知識の普及等啓発に努めるものとする。

第3章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

(釜石市景観計画策定までの経過措置)

2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間は、法の規定により岩手県が定めた従前の景観計画のうち釜石市に係る部分について釜石市の景観計画とみなす。

釜石市景観条例施行規則

平成24年12月25日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、釜石市景観条例(平成25年釜石市条例第27号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第2条 条例第3条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第8条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項並びに同条第3項の方針の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める変更

(景観計画区域内における行為の届出書)

第3条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。)第1条第1項及び条例第6条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為(変更)届出書(様式第1号)によらなければならない。

2 条例第6条第4項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため、第1号又は第3号の縮尺の図面によっては適切に表示することができない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 景観形成基準への適合に関する事項を記載した書類
- (5) その他参考となるべき事項を記載した図書

(景観計画区域内における行為の変更届出書)

第4条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為(変更)届出書により行わなければならない。

(公表)

第5条 条例第9条第2項の規定に基づく公表は、次の事項について行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定に基づく勧告(以下「勧告」という。)に従わない者の氏名(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告に従わない者の住所(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告の内容

(景観計画区域内における行為の通知書)

第6条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為(変更)通知書(様式第2号)により行わなければならない。

(届出を要しない行為)

第7条 条例第10条第1項第1号の規則で定める工作物並びに同号及び同項第2号の規則で定める規模は、一般景観地域にあつては別表第1、特定景観地域にあつては別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第10条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 岩手県文化財保護条例(昭和51年岩手県条例第44号)第16条第1項若しくは第41条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第34条第1項の規定により届け出て行う行為

(2) 釜石市文化財保護条例(昭和52年釜石市条例第7号)第15条第1項若しくは第36条第1項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第31条第1項の規定により届け出て行う行為

3 条例第10条第1項第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 岩手県文化財保護条例第16条第1項ただし書又は第41条第1項ただし書に規定する行為

(2) 釜石市文化財保護条例第15条第1項ただし書又は第36条第1項ただし書に規定する行為

(3) 条例第6条第1項第2号に掲げる行為で堆積の期間が90日を超えないもの

(景観計画区域内における行為の完了報告等の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、景観計画区域内における行為の完了(取りやめ)報告の届出書(様式第3号)により行わなければならない。

(行為の着手制限期間の短縮)

第9条 市長は、法第18条第2項の規定に基づき同条第1項本文の期間を短縮するときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

(景観重要建造物指定提案書)

第10条 省令第7条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の提案書は、景観重要建造物指定提案書(様式第4号)によらなければならない。

(景観重要建造物の標識の設置)

第11条 法第21条第2項の規定により設置する標識には、景観重要建造物である旨並びに当該景観重要建造物の名称、指定番号及び指定の年月日を記載するものとし、その所有者と協議の上、当該景観重要建造物の良好な景観を阻害しない場所にこれを設置しなければならない。

(景観重要建造物現状変更許可申請書)

第12条 省令第9条第1項の申請書は、景観重要建造物現状変更許可申請書(様式第5号)によらなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第13条 条例第16条第4号の規則で定める基準は、木竹の成長、枯死等により景観重要建造物が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議の上、当該景観重要建造物の滅失及びき損を防ぐための措置を講ずることとする。

(景観重要樹木指定提案書)

第14条 省令第12条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の提案書は、景観重要樹木指定提案書(様式第6号)によらなければならない。

(景観重要樹木の標識の設置)

第15条 法第30条第2項の規定により設置する標識には、景観重要樹木である旨並びに当該景観重要樹木の名称、樹種、指定番号及び指定の年月日を記載するものとし、その所有者と協議の上、当該景観重要樹木の良い景観を阻害しない場所にこれを設置しなければならない。

(景観重要樹木現状変更許可申請書)

第16条 省令第14条第1項の申請書は、景観重要樹木現状変更許可申請書(様式第7号)によらなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第17条 条例第18条第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- (2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときに直ちに市長と協議の上、当該景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐための措置を講ずること。

(景観重要建造物(景観重要樹木)所有者変更届出書)

第18条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物(景観重要樹木)所有者変更届出書(様式第8号)により行わなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第19条 法、省令、条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、法第16条第1項又は第2項の規定により提出するものにあつては正副2部、その他のものにあつては1部とする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月11日規則第4号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

行為の種類		一般景観地域を構成する地区の種別	規模
法第16条 第1項第1 号に掲げ る行為	建築物の新築又は移転	すべての地区	高さ 13メートル
			軒高 9メートル
	延べ床面積 1,000平方メートル		
建築物の増築又は改築	すべての地区	次に掲げる建築物の区分に応じ、 それぞれ次に定める規模 (1) 増築又は改築の前の建築物 の規模が建築物の新築又は移 転の項に掲げる規模を超える 建築物 ア 当該増築又は改築に係る 床面積の合計が200平方メ ートル イ 当該増築又は改築に係る 床面積の合計が当該増築又 は改築の前の延べ床面積の 2割 (2) (1)に掲げる建築物以外の建 築物 当該増築又は改築の後 の建築物の規模が建築物の新 築又は移転の項に掲げる規模 を超えない規模	
建築物の外観を変更することとな る修繕若しくは模様替又は色彩の 変更(以下「修繕等」という。)	すべての地区	次に掲げる建築物の区分に応じ、 それぞれ次に定める規模 (1) 建築物の新築又は移転の項 に掲げる規模を超える建築物 ア 当該修繕等に係る屋根の 面積が当該修繕等の前の屋 根の面積の2割 イ 当該修繕等に係る外壁の 面積が当該修繕等の前の外 壁の面積の2割	

			(2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 すべての規模
法第16条 第1項第2 号に掲げ る行為	工作物の 新設又は 移転	1 煙突、排気塔その他これらに類するもの、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの、観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する施設、石油、ガス、飼料等の貯蔵施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設及び彫像、記念碑その他これらに類するもの	すべての地区 高さ 13メートル(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが13メートルを超えるときは、5メートル) 築造面積 1,000平方メートル
		2 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	すべての地区 高さ 5メートル
		3 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)	すべての地区 高さ 20メートル(工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20メートルを超えるときは、10メートル)
		4 空中線系(その支持物を含む。)	すべての地区 高さ(工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から

			当該工作物の上端までの高さ) 15 メートル
5	自動販売機	自然景観地区	高さ 1メートル
		市街地景観地区及び 農山漁村景観地区	すべての規模
6	1の目から5の目まで に掲げる工作物以外の 工作物	すべての地区	すべての規模
	工作物の増築又は改築	すべての地区	次に掲げる工作物の区分に応じ、 それぞれ次に定める規模 (1) 増築又は改築の後の工作物 の規模が工作物の新設又は移 転の項に掲げる規模を超える 工作物 ア 当該増築又は改築に係る 築造面積が200平方メー トル イ 当該増築又は改築に係る 築造面積が当該増築又は改 築の前の築造面積の2割 (2) (1)に掲げる工作物以外の工 作物 すべての規模
	工作物の修繕等	すべての地区	次に掲げる工作物の区分に応じ、 それぞれ次に定める規模 (1) 工作物の新設又は移転の項 に掲げる規模を超える工作物 修繕等に係る面積が当該修繕 等による変更前の面積の2割 (2) (1)に掲げる工作物以外の工 作物 すべての規模
	法第16条第1項第3号に掲げる行為並びに条 例第6条第1項第1号及び第3号に掲げる行為	すべての地区	当該行為により生じるのり面又は 擁壁が高さ5メートル又は長さ10 メートル 面積 3,000平方メートル

条例第6条第1項第2号に掲げる行為	すべての地区	高さ 5メートル
		面積 1,000平方メートル

別表第2(第7条関係)

行為の種類		特定景観地域を構成する地区の種別	規模
法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築又は移転	すべての地区	高さ 10メートル 延べ床面積 10平方メートル
	建築物の修繕等	すべての地区	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める規模 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転の項に掲げる規模を超える建築物 当該修繕等に係る面積が10平方メートル (2) (1)に掲げる建築物以外の建築物 すべての規模
法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設、増築、改築又は移転	1 煙突、排気塔その他これらに類するもの、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの及び高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	すべての地区 高さ 5メートル
		2 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設、コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設、自動車車庫の用途に供する施設、石油、ガス、飼料等の貯蔵施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設及び彫像、記念碑その他これらに類するもの	すべての地区 高さ 5メートル 築造面積 10平方メートル
		3 擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	すべての地区 高さ 1.5メートル

	4 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類するもの(その支持物を含む。)	すべての地区	高さ 10メートル
	5 空中線系(その支持物を含む。)	すべての地区	高さ 10メートル
	6 自動販売機	すべての地区	高さ 1メートル
	7 1の目から6の目までに掲げる工作物以外の工作物	すべての地区	すべての規模
	工作物の修繕等	すべての地区	次に掲げる工作物の区分に応じ、それぞれ次に定める規模 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転の項に掲げる規模を超える工作物 修繕等に係る面積が10平方メートル (2) (1)に掲げる工作物以外の工作物 すべての規模
法第16条第1項第3号に掲げる行為並びに条例第6条第1項第1号及び第3号に掲げる行為	すべての地区	当該行為により生じるのり面又は擁壁の高さ 1.5メートル 面積 300平方メートル	
条例第6条第1項第2号に掲げる行為	すべての地区	高さ 1.5メートル 面積 300平方メートル	
条例第6条第1項第4号に掲げる行為	すべての地区	木竹の高さ 10メートル 面積 300平方メートル	

釜石市長 あて

届出者 住所

氏名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

景観計画区域内における行為(変更)届出書

景観法第16条第1項(第2項)の規定により、景観計画区域内の行為について、次のとおり届け出ます。

行為に係る地域及び地区の名称	地域	他法令による地区指定等の状況				
行為の目的						
行為の場所						
予定期日等	行為着手予定日	年月日	行為完了予定日	年月日		
行為の種類及び施行方法	建築物の新築等	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)用途()				
		区分	行為部分	既存部分	合計	
		延べ面積	m ²	m ²	m ²	
		最高の高さ	m	m		
		軒の高さ	m	m		
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²	
	構造	造 階建				
	工作物の新設等	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)用途()				
		区分	行為部分	既存部分	合計	
		築造又は表示面積	m ²	m ²	m ²	
		高さ	m	m		
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²	
	開発行為等	開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓				
		面積	生じるのり面又は擁壁の高さ		生じるのり面又は擁壁の長さ	
		m ²	m		m	
	屋外における物件の堆積	土石、廃棄物、再生資源、その他()				
		高さ			土地面積	
	鉱物の掘採又は土石の採取	鉱物の掘採、土石の採取				
		面積	のり面又は擁壁の高さ		のり面又は擁壁の長さ	
		m ²	m		m	
木竹の伐採	目的	主な伐採樹種	伐採種別	高さ	伐採面積	本数
担当者	住所	氏名	電話番号			
景観形成のために特に配慮した事項						
その他の参考事項						

備考1 欄は、記載しないでください。

- 行為に係る地域及び地区の名称の欄には、景観計画における地域区分の名称を記入してください。
- 建築物及び工作物の欄の新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)は、該当する事項を で囲むとともに()内に用途等を記載してください。(開発行為等、屋外における物件の堆積、鉱物の掘採又は土石の採取についても同じ。)
- 建築物及び工作物の欄の外観の変更とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものである。
- 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記載してください。
- 建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高高さ(避雷針を除く。)をいう。なお、工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記載してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書にて地盤面から当該工作物の上端までの高さを記載してください。
- 木竹の伐採欄の伐採種別には、皆伐、択伐の別を記載してください。
- その他の参考事項欄には、変更理由(行為の変更の届出の場合に限る。)及び他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときは、その旨を記載する等参考となる事項を記載してください。
- 行為の変更の届出の場合、行為部分の欄に変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載してください。
- この届出書には、行為の種類に応じて、裏面に掲げる図書(行為の変更の届出にあっては、当該変更に係るもの)及びその他提出を求められた図書を添付してください。
- 提出する書類の部数は正副2部とする。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【建築物の新築等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
建築物の新築等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況
	付近見取図	縮尺、方位、道路などの公共施設、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物、工作物等の別、建築物等の各部分の高さ、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、緑化率算定表及び植栽計画
	各階平面図	縮尺、方位、寸法及び開口部の位置
	2面以上の立面図	縮尺、方位、開口部又は附属設備の位置又は形状及び壁面又は屋根の仕上げ材料又は色彩(色彩はマンセル記号で表示すること。) (避けるべき色を使用した場合は、その面を含む立面図を加えること。)
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺の状況、撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの建築面積及び延べ面積 各面の屋根及び外壁の見付面積、避けるべき色の使用面積

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成のうえ添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【工作物の新設等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
工作物の新設等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、主要な道路からの後退距離、敷地内における届出に係る工作物の位置、届出に係る工作物と他の建築物、工作物等の別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料
	平面図 又は横断面図	縮尺、方位及び主要部分の寸法
	2面以上の側面図 又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ、主要部分の寸法、仕上げ材料及び色彩(色彩はマンセル記号で表示すること。)
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの築造面積及び延べ面積

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

- 自動販売機については、付近見取図、配置図、カラー現況写真、周辺景観との調和が分かる図面を添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【開発行為等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
開発行為等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(現況図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【屋外における物件の堆積等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
屋外における物件の堆積	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法、物の堆積の位置、遮へい物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差並びに付近の土地利用の現況
	立面図	縮尺、方位、寸法及び堆積に係る物件又は遮へい物の位置又は形状
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【鉱物の掘採等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
鉱物の掘採又は土石の採取	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模並びに事後の措置及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(現況図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)届出書の添付書類

【木竹の伐採】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
木竹の伐採	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	伐採計画図	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図	縮尺、方位、行為後の土地利用計画(緑化計画等)
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(付近見取図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

釜石市長 あて

通知者 所在地

名称

代表者名

景観計画区域内における行為(変更)通知書

景観法第16条第5項の規定により、景観計画区域内の行為について、次のとおり通知します。

行為に係る地域及び地区の名称	地域 地区	他法令による地区指定等の状況					
行為の目的							
行為の場所							
予定期日等	行為着手予定日	年 月 日	行為完了予定日	年 月 日			
行為の種類及び施行方法	建築物の新築等	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)用途()					
		区 分	行為部分	既存部分	合 計		
		延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
		最 高 の 高 さ	m	m			
		軒 の 高 さ	m	m			
		外 観 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	構 造	造 階建					
	工作物の新設等	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)用途()					
		区 分	行為部分	既存部分	合 計		
		築造又は表示面積	m ²	m ²	m ²	m ²	
		高 さ	m	m			
		外 観 変 更 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	
	開発行為等	開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓					
		面 積	のり面又は擁壁の高さ	のり面又は擁壁の長さ			
	屋外における物件の堆積	土石、廃棄物、再生資源、その他()					
		高 さ	土地面積				
	鉱物の掘採又は土石の採取	鉱物の掘採、土石の採取					
		面 積	生じるのり面又は擁壁の高さ	生じるのり面又は擁壁の長さ			
	木竹の伐採	目 的	主な伐採樹種	伐採種別	高 さ	伐採面積	本 数
担 当 者	住所	氏名	電話番号				
景観形成のために特に配慮した事項							
その他の参考事項							

備考1 欄は、記載しないでください。

- 2 行為に係る地域及び地区の名称の欄には、景観計画における地域区分の名称を記入してください。
- 3 建築物及び工作物の欄の新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)は、該当する事項を で囲むとともに()内に用途等を記載してください。(開発行為等、屋外における物件の堆積、鉱物の掘採又は土石の採取についても同じ。)
- 4 建築物及び工作物の欄の外観の変更とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものである。
- 5 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記載してください。
- 6 建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高高さ(避雷針を除く。)をいう。なお、工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記載してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書にて地盤面から当該工作物の上端までの高さを記載してください。
- 7 木竹の伐採欄の伐採種別には、皆伐、択伐の別を記載してください。
- 8 その他の参考事項欄には、変更理由(行為の変更の届出の場合に限る。)及び他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可等を必要とするときは、その旨を記載する等参考となる事項を記載してください。
- 9 行為の変更の通知の場合は、行為部分の欄に変更後のものを記載し、その後に変更前のものを括弧内に記載してください。
- 10 この通知書には、行為の種類に応じて、景観法施行規則第1条第2項各号に規定する図書として、裏面に掲げる図書に記載すべき事項を記載した図書(行為の変更の通知にあっては、当該変更に係るもの)及びその他提出を求められた図書を添付してください。
- 11 提出する書類の部数は正副2部とする。

景観計画区域内における行為(変更)通知書の添付書類

【建築物の新築等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
建築物の新築等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況
	付近見取図	縮尺、方位、道路などの公共施設、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、敷地内における届出に係る建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物、工作物等の別、建築物等の各部分の高さ、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料、緑化率算定表及び植栽計画
	各階平面図	縮尺、方位、寸法及び開口部の位置
	2面以上の立面図	縮尺、方位、開口部又は附属設備の位置又は形状及び壁面又は屋根の仕上げ材料又は色彩(色彩はマンセル記号で表示すること。) (避けるべき色を使用した場合は、その面を含む立面図を加えること。)
	カラー現況写真	行為の場所及びその周辺の状況、撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの建築面積及び延べ面積 各面の屋根及び外壁の見付面積、避けるべき色の使用面積

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)通知書の添付書類

【工作物の新設等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
工作物の新設等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、寸法、敷地の境界線、主要な道路からの後退距離、敷地内における届出に係る工作物の位置、届出に係る工作物と他の建築物、工作物等の別、擁壁、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、張り芝等の位置並びに外構施設の位置及び材料
	平面図 又は横断面図	縮尺、方位及び主要部分の寸法
	2面以上の側面図 又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ、主要部分の寸法、仕上げ材料及び色彩(色彩はマンセル記号で表示すること。)
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真
	面積表	敷地面積、棟ごとの行為部分又は既存部分ごとの築造面積及び延べ面積

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

自動販売機については、付近見取り図、配置図、カラー現況写真、周辺景観との調和が分かる図面を添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)通知書の添付書類

【開発行為等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
開発行為等	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模並びに行為後の土地利用計画及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(現況図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)通知書の添付書類

【屋外における物件の堆積等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
屋外における 物件の堆積	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法、物件の堆積の位置、遮へい物の位置、種類、構造及び規模、隣接する道路の位置及び幅員、隣接する土地との高低差並びに付近の土地利用の現況
	立面図	縮尺、方位、寸法及び堆積に係る物又は遮へい物件の位置又は形状
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(配置図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)通知書の添付書類

【鉱物の掘採等】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
鉱物の掘採又は 土石の採取	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	縮尺、方位、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員並びに行為の区域
	計画図	縮尺、方位、行為後ののり面又は擁壁その他の構造物の位置、種類又は規模、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模並びに事後の措置及び緑化計画
	縦横断図	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(現況図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観計画区域内における行為(変更)通知書の添付書類

【木竹の伐採】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
木竹の伐採	景観形成基準 チェックシート	景観形成基準に対する配慮の状況 周辺との調和への配慮がわかる図書
	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	伐採計画図	縮尺、方位、伐採区域、付近の土地利用状況、隣接する道路の位置及び幅員
	土地利用計画図	縮尺、方位、行為後の土地利用計画(緑化計画等)
	カラー現況写真	撮影位置及び方向(付近見取図に示すこと。) 行為の場所及びその周辺の状況の近景及び遠景を写した写真

景観形成基準チェックシートは、別に定める様式により作成し添付してください。

景観法に基づく公共事業に係る通知取扱事務要綱第2条第2項に基づき国の機関等が自ら良好な景観検討を行った場合景観計画区域内における行為(変更)通知書の添付書類

【共通】

行為の種類	図書	図書に記載すべき事項
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築等 ・工作物の新設等 ・開発行為等 ・屋外における物件の堆積 ・鉱物の掘採又は土石の採取 ・木竹の伐採 	景観検討資料	自ら良好な景観の形成の観点から景観計画に定められた行為の制限への適合を確認した内容がわかる事項(適合が確認できる設計図又は施行方法を明らかにした図面を含む。)
	位置図	縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置

景観検討資料は、国の機関等が自ら景観検討を行い、景観計画に定められた行為の制限への適合を確認した資料(適合が確認できる設計図又は施行方法を明らかにした図面を含む。)を添付して下さい。

景観検討資料の例

法令に基づく景観検討(法及び条例に基づく環境影響評価)

国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)に基づく景観検討

岩手の景観の保全と創造に関する条例第16条第1項に規定により定められた公共事業等景観形成指針に沿った検討

事業主体による独自の景観検討

様式第3号(第8条関係)

景観計画区域内における行為の完了(取りやめ)報告の届出書

年 月 日

釜石市長 あて

届出者 住 所

氏 名

電話番号

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

景観法第16条第1項の規定により届け出た行為を完了した(取りやめた)ので、釜石市景観条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

行為に係る地域 及び地区の名称	地 域
	地 区
行 為 の 場 所	
行 為 の 種 類	
完了(取りやめ) 年 月 日	年 月 日
取りやめの理由 及びその後の措置	

備考 届け出た行為が完了した後又は取りやめた後の状況を示す写真(色彩を識別することのできるものに
限る。)を添付してください。なお、撮影位置及び方向は、着手前と同一とします。

景観重要建造物指定提案書

年 月 日

釜石市長 あて

提案者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法 1 第20条第1項 第20条第2項 の規定に基づき、景観重要建造物の指定について、次のとおり提案します。

提案に係る 建造物の名称				
提案に係る 建造物の所在地				
提案の理由(景 観上の重要性な ど)、指定の基 準及び指定の方 針に該当する事 由				
提案に係る 建造物の 外観の特徴	敷地面積	m ²		
	構 造	(一部 造 造)	階 数	階建て
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	屋根仕上げ		外壁仕上げ	
	外観の特徴			
	そ の 他	建築年	設計者	施工者
提案内容に 係る照会先	住所 氏名(名称及び担当者名) 電話番号			
備 考				

備考 1 1の個所は、該当しない事項を二重線で消してください。

2 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、道路その他の公共の場から撮影した当該建造物の写真、景観法第20条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。(景観法施行規則第7条第1項(第2項)各号に掲げる図面等)

景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

釜石市長 あて

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

景観重要建造物の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項の規定により、次のとおり申請します。

建 造 物 の 名 称	
建 造 物 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
現 状 変 更 の 場 所	
設 計 方 法 又 は 施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
設 計 者 の 氏 名 及 び 住 所 〔法人にあっては主たる事業所 の所在地、名称及び代表者の 氏名〕	
施 工 者 の 氏 名 及 び 住 所 〔法人にあっては主たる事業所 の所在地、名称及び代表者の 氏名〕	
着 手 予 定 日	
完 了 予 定 日	
備 考	

備考1 当該行為の設計仕様書及び設計図、当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。(景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図面等)

景観重要樹木指定提案書

年 月 日

釜石市長 あて

提案者 住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

景観法 1 第29条第1項 第29条第2項 の規定に基づき、景観重要樹木の指定について、次のとおり提案します。

提案に係る樹木の樹種		
提案に係る樹木の所在地		
提案の理由 (景観上の重要性など) 指定の基準及び指定の方針に該当する事由		
提案に係る樹木の樹容の特徴	地域における呼び名	
	その他樹容の特徴	
備 考		

- 備考 1 1の個所は、該当しない事項を二重線で消してください。
- 2 当該樹木の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、道路その他の公共の場から撮影した当該樹木の写真、景観法第29条第1項の合意又は同条第2項の同意を得たことを証する書類を添付してください。(景観法施行規則第12条第1項(第2項)各号に掲げる図面等)

景観重要樹木現状変更許可申請書

年 月 日

釜石市長 あて

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

景観重要樹木の現状変更の許可を受けたいので、景観法第31条第1項の規定により、次のとおり申請します。

樹 木 の 樹 種	
樹 木 の 所 在 地	
指 定 番 号	号
指 定 年 月 日	年 月 日
現 状 変 更 行 為 の 種 類	
現 状 変 更 の 場 所	
施 行 方 法	
現 状 変 更 の 理 由	
施 工 者 の 氏 名 及 び 住 所 〔法人にあっては主たる事業所 の所在地、名称及び代表者の 氏名〕	
着 手 予 定 日	
完 了 予 定 日	
備 考	

備考1 当該行為の施行方法を明らかにする図面、当該樹木の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面、当該樹木及び当該行為をしようとする個所の写真、申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書を添付してください。(景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図面等)

様式第8号(第18条関係)

景観重要建造物(景観重要樹木)所有者変更届出書

年 月 日

釜石市長 あて

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

景観法第43条の規定により、景観重要建造物(景観重要樹木)の所有者(所有者の氏名)の変更について、次のとおり届け出ます。

建 造 物 の 名 称 (樹 種 の 種 類)	
建 造 物 の 所 在 地 (樹 木 の 所 在 地)	
指 定 番 号	号
所有者の変更前の住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
所有者の変更後の住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
所有者の変更前の氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
所有者の変更後の氏名 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	
備 考	

- 備考 1 該当しない事項を二重線で消してください。
2 変更内容を証する書類を添付してください。

釜石市長 あて

届出者 住所

氏名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

景観計画区域内行為事前協議書

釜石市景観条例第7条の規定により、景観計画区域内の行為について、次のとおり事前協議を申し出ます。

行為に係る地域及び地区の名称		地域							
		地区							
行為の目的									
行為の場所									
予定期日等		行為着手予定日		年月日		行為完了予定日		年月日	
行為の種類及び施行方法	建築物の新築等	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)用途()							
		区分	行為部分	既存部分	合計				
		延べ面積	m ²	m ²	m ²				
		最高の高さ	m	m					
		軒の高さ	m	m					
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²				
		構造 造 階建							
	工作物の新設等	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)用途()							
		区分	行為部分	既存部分	合計				
		築造又は表示面積	m ²	m ²	m ²				
		高さ	m	m					
		外観変更面積	m ²	m ²	m ²				
		構造 造							
	開発行為等	開発行為、土地の開墾、土地の形質の変更、水面の埋立て、干拓							
		面積	生じるのり面又は擁壁の高さ		生じるのり面又は擁壁の長さ				
		m ²	m		m				
	屋外における物件の堆積	土石、廃棄物、再生資源、その他()							
		高さ		土地面積					
		m		m ²					
	鉱物の掘採又は土石の採取	鉱物の掘採、土石の採取							
面積		のり面又は擁壁の高さ		のり面又は擁壁の長さ					
m ²		m		m					
木竹の伐採	目的	主な伐採樹種	伐採種別	高さ	伐採面積	本数			
担当者	住所	氏名		電話番号					
備考									

備考

- 1 行為に係る地域及び地区の名称の欄には、景観計画における地域区分の名称を記入してください。
- 2 建築物及び工作物の欄の新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕、模様替、色彩)は、該当する事項を で囲むとともに()内に用途等を記載してください。(開発行為等、屋外における物件の堆積、鉱物の掘採又は土石の採取についても同じ。)
- 3 建築物及び工作物の欄の外観の変更とは、建築物又は工作物の増築又は改築に当たらないものである。
- 4 構造欄については、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記載してください。
- 5 建築物及び工作物の高さは地盤面からの最高高さ(避雷針を除く。)をいう。なお、工作物欄の高さには、当該工作物の高さを記載してください。ただし、建築物と一体となって設置される工作物については、括弧書にて地盤面から当該工作物の上端までの高さを記載してください。
- 6 木竹の伐採欄の伐採種別には、皆伐、択伐の別を記載してください。
- 7 提出する書類の部数は正副2部とする。